

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次の大規模小売店舗の変更に関する届出について公告し、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

令和6年7月5日

岡山市長 大森 雅夫

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 岡山久米商業施設

所在地 岡山市北区久米字河本 310 番 1 ほか

(2) 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名 称 ミサワホーム株式会社

住 所 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号

代表者の氏名 代表取締役 作尾 徹也

(3) 変更事項

① 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

No.	位 置	収容台数
1	建物南側 (別添図面 3 上 1A)	7 9 台
2	建物南側隔地 (別添図面 3 上 1B)	5 9 台
3	建物南西側隔地 (別添図面 3 上 1C)	5 4 台
4	建物 2 階 (別添図面 3 上 1D)	1 5 0 台
合計		3 4 2 台

(変更後)

No.	位 置	収容台数
1	建物南側 (別添図面 4 上 1A)	7 9 台
2	建物南側隔地 (別添図面 4 上 1B)	5 9 台
3	建物 2 階 (別添図面 4 上 1D)	1 4 9 台
合計		2 8 7 台

②来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場No.	駐車可能時間帯
1	午前8時30分から午後10時30分まで
2	午前8時30分から午後10時30分まで
3	午前8時30分から午後10時30分まで
4	午前8時30分から午後10時30分まで

(変更後)

駐車場No.	駐車可能時間帯
1	午前8時30分から午後10時30分まで
2	午前8時30分から午後10時30分まで
3	午前8時30分から午後10時30分まで

③駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

駐車場No.	出入口の数	位 置
1	4箇所	出入口-1：駐車場南西側（別添図面3上5A） 出入口-1：駐車場南側（別添図面3上5B） 出入口-1：駐車場南東側（別添図面3上5C） 出入口-1：駐車場南東側（別添図面3上5D）
2	3箇所	出入口-1：駐車場北西側（別添図面3上5E） 出入口-1：駐車場北東側（別添図面3上5F） 出入口-1：駐車場南西側（別添図面3上5G）
3	1箇所	出入口-1：駐車場東側（別添図面3上5H）
4	1箇所	出入口-1：駐車場南側（別添図面3上5I）
合 計	9箇所	

(変更前)

駐車場No.	出入口の数	位 置
1	4箇所	出入口-1：駐車場南西側（別添図面4上5A） 出入口-1：駐車場南側（別添図面4上5B） 出入口-1：駐車場南東側（別添図面4上5C） 出入口-1：駐車場南東側（別添図面4上5D）
2	3箇所	出入口-1：駐車場北西側（別添図面4上5E） 出入口-1：駐車場北東側（別添図面4上5F） 出入口-1：駐車場南西側（別添図面4上5G）
3	1箇所	出入口-1：駐車場南側（別添図面4上5I）
合 計	8箇所	

(4) 変更する年月日

令和7年2月25日

(5) 変更する理由

実際の利用実態に即した駐車場台数を確保し、過剰な施設を閉鎖するため。

2 届出年月日

令和6年6月24日

3 縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

令和6年7月5日から令和6年11月5日まで

(2) 縦覧の場所

岡山市産業観光局商工部産業振興課